

# 福祉課だより

**お知らせ**  
**戦没者等のご遺族の皆様へ**  
**第8回特別弔慰金が**  
**支給されます**

本年度で受付終了となります。対象者で未請求の方は早めに請求してください。  
**対象者**

戦没者の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
 (戦没者等と生計関係を有していなかった方は除かれます。)
- 4 右記3以外の  
 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 右記1〜4以外の三親等内の親族  
 (戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関

係を有していた方に限られます。)

## 支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

## 請求期間

平成20年3月31日まで

**お知らせ**  
**戦傷病者の妻の方々へ**  
**特別給付金が**  
**支給されます**

戦傷病者を永年介護されてきた妻のご苦労に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の妻に支給するものです。

戦傷病者とは、次の給付を受けている方です

- 恩給法による増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・傷病賜金
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金・障害一時金又は、旧令共済組合特別措置法による傷病年金・一時金(障害程度第5款症以上)

## 対象者

◎前回「第18回特別給付金」又は「第20回特別給付金」を

受給されていた戦傷病者の妻の場合

○平成18年10月1日現在の現況が前回請求時と変更の無い方

○戦傷病者の方が平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に亡くなられた方

◎新たに戦傷病者の妻になられた場合

○平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、夫が戦傷病者として、上記増加恩給等の受給権を取得した方

○平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、戦傷病者として、上記増加恩給等を受給している者と婚姻された方

請求期間  
 平成21年9月30日まで

## 請求・問い合わせ

- 福祉課  
 (すこやかセンター伊野内)  
 ☎ 893-3810
- 吾北総合支所ほけん福祉課  
 ☎ 867-2312
- 本川総合支所ほけん福祉課  
 ☎ 869-2114

**お知らせ**  
**戦没者慰霊巡拝の**  
**お知らせ**

次の地域で、戦没者のご遺族を対象に慰霊巡拝が行われます。

## 対象地域

旧ソ連、中国東北地区、フィリピン、マリアナ諸島、ミヤンマー、トラック諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、硫黄島

## 選考基準

健康状態が良好で、原則として80歳以下の方  
 (当該戦域を一度も訪れたことがない方を優先)

巡拝地域、実施時期、所要経費などの詳しいことのお問い合わせは

- 高知県保健福祉課  
 ☎ 823-9662
- 福祉課  
 (すこやかセンター伊野内)  
 ☎ 893-3810

**お知らせ**

- ① 介護保険負担限度額
- ② 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度
- ③ 訪問介護等利用者負担額減額制度

平成18年度に右記認定を受けられていた方は有効期限が6月末日となっております。引き続き7月1日から認定を受けるためには、申請が必要ですので、更新等の必要な方は申請をしてください。

## 受付開始日

7月1日  
 (認定は申請した月の初日から有効となります。)

## 持参する物

介護保険被保険者証・印鑑

申請場所・問い合わせ  
 福祉課

- (すこやかセンター伊野内)  
 ☎ 893-3810
- 吾北総合支所ほけん福祉課  
 ☎ 867-2312
- 本川総合支所ほけん福祉課  
 ☎ 869-2114